

掲示第29号

保税蔵置場の許可について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和2年12月24日

大阪税関長 小林一久

記

1 許可を受けた者の名称及び住所

日本通運株式会社
東京都港区東新橋一丁目9番3号

2 保税蔵置場の名称及び所在地

日本通運株式会社 新貝塚埠頭
大阪府貝塚市二色北町1番1

3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

野積場 1か所 8, 551 平方メートル

4 蔵置貨物の種類

輸出入一般貨物

5 許可の期間

自 令和3年 1月 1日
至 令和8年12月31日